

## 平成30年度全国統一防火標語

『忘れてない？ サイフにスマホに火の確認』

## 御坊市消防本部（署）発足60周年記念標語（平成28年度記念事業）

『火と人が 理解し合えば 火災ゼロ』

11月9日（金）から11月15日（木）までの7日間全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

この運動を契機に各家庭各職場の火を使用する設備（プロパンガス、石油ストーブ等）や電気器具等の点検整備を実施してください。また家の周囲にゴミや古新聞など燃えやすい物を放置したままにしていないか確認してください。

また、この運動期間中、消防本部ではいろいろな行事を予定していますが、火災予防について皆さん一人ひとりの一層のご注意ご協力をお願い致します。

### ● 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 3つの習慣

- ◇寝たばこは、絶対やめる。
- ◇ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ◇ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- ◇逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ◇寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ◇火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ◇お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### ● 住宅用火災警報器を設置されていますか？点検はされていますか？

消防法・御坊市火災予防条例の一部改正に伴い、一般住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の設置の目的は、住宅火災による死者（特に犠牲者の方の大半が65歳をこえる高齢者）が急増、特に就寝中に火災に遭遇し発見が遅れたことによる『逃げ遅れる』が原因で犠牲者が発生するケースが増加の一途をたどり、そのため、就寝に使用する部屋に、住宅用火災警報器の設置を義務付けることにより、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることを目的としています。

住宅用火災警報器の設置の場所は、全ての寝室と、寝室が2階などの場合には階段室の天井付近に設置する必要があります。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがありますので、10年を目安に交換をおすすめします。また、長期に設置していることから、ホコリ等の蓄積や電池切れを起こしている場合があるので、定期的に作動確認し

メンテナンスを行いましょう。

住宅用火災警報器等に関するお問い合わせは、下記のフリーダイヤル又は、消防本部予防課まで。

☎0120-565-911 住宅用火災警報器相談室

☎0738-22-4899 御坊市消防本部予防課

### ● 消防法令の改正に伴いすべての飲食店に消火器の設置が義務付けられます。

延べ面積が150㎡未満の飲食店でコンロなどの火を使用する設備又は器具を設けている場合に消火器の設置が必要となります。ただし、火を使用する設備又は器具に**防火上有効な措置**が講じられている場合は、消火器の設置は必要ありません。

※ 延べ面積150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。

防火上有効な措置とは、「調理油加熱防止装置、自動消火装置等又はその他危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」をいいます。

《火事・救急・救助は119番》 《災害情報ダイヤル ☎22-0119(音声案内)》